

大田原市わがまちつながり構築事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民自らが地域の特色を活かしながら実践する地域づくり活動や市町の範囲を超えて地域活性化を図るための広域的な取組を支援するため、大田原市わがまちつながり構築事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、大田原市補助金等の交付に関する規則（昭和51年規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができるものは、5人以上の個人を構成員とする団体であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内で活動を行う団体であって、規約、役員、会計等が明確であること。
- (2) 構成員に市税等の滞納がないこと。
- (3) 団体が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号までに規定する暴力団でないこと及び構成員が同条第6号に規定する暴力団員でなく、又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過していること。

(交付対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、市内において実施する地域づくり活動であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 栃木県わがまちつながり構築事業実施要綱（令和3年4月1日付け地振第25号）の交付対象となる事業であること。
- (2) 大田原市未来創造戦略に位置付けられ、地方創生の取組を推進する内容であること。
- (3) 交付対象事業が第6条に規定する事業提案を行う年度内に完了する事業であること。
- (4) 過去に大田原市中心市街地にぎわい創出事業補助金交付要綱（平成28年告示第30号）の規定に基づく大田原市中心市街地にぎわい創出事業補助金の交付を受けた事業でないこと。
- (5) 特定の団体（前条に規定する団体を除く。）又は個人が利益を受ける事業でないこと。
- (6) 政治活動又は宗教活動に類する事業でないこと。
- (7) 市が交付する他の補助金等の交付を受けて実施する事業でないこと。
- (8) 将来にわたり継続的に実施する事業であること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、交付対象事業の実施に直接必要となる経費とする。ただし、別表第1に掲げるものを除く。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1団体当たり、1回の採択につき、補助対象経費に4分の3を乗

じて得た額又は100万円のいずれか少ない額とし、予算の範囲内で交付する。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(事業提案)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、大田原市わがまちつながり構築事業提案書（様式第1号。以下「事業提案書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) 団体の規約等
- (4) 構成員名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

(審査委員会の設置)

第7条 前条の規定により提出された事業提案書の内容を審査するため、大田原市わがまちつながり構築事業補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会の庶務は、総合政策部政策推進課において処理する。

(組織)

第8条 審査委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 審査委員会の委員は、別表第2に掲げる者のうちから市長が任命する。

3 審査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には総合政策部長、副委員長には財務部長をもって充てる。

4 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 審査委員会の会議は、必要に応じ、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(審査及び採択)

第10条 審査委員会は、第6条の規定により事業提案書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定により報告があったときは、事業提案の採択又は不採択を決定し、その結果を大田原市わがまちつながり構築事業審査結果通知書（様式第2号）により、申請団体に通知するものとする。

(交付申請)

第11条 前条の規定により採択の決定を受けた申請団体（以下「交付団体」という。）

は、規則第4条の規定により、補助金の交付申請を行うものとする。この場合において

、同条第1項各号に掲げる添付書類のうち、既に提出した第6条各号に掲げる書類については、当該書類の内容に変更がないときは、これを省略できるものとする。

(事前着手)

第12条 交付団体は、補助金の交付決定前に事業に着手したときは、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に事業に着手しようとする場合であって、当該着手前に大田原市わがまちつながり構築事業事前着手届(様式第3号)を市長に提出したときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表第 1 (第 4 条関係)

番号	対象外経費
1	土地の測量、購入及び補償に要する経費
2	建物の購入、補償、新築及び新築に要する原材料の購入に要する経費
3	公用施設の取得、整備及び修繕に要する経費
4	食糧費（ただし、事業目的のために招へいした外部講師等特殊技能又は知識を有する者に対する経費を除く。）
5	人件費、事務室の賃借料、光熱水費その他の事業の実施に直接必要とされない経常的な管理運営経費
6	単価 20 万円以上の物品の購入に要する経費
7	住民個人に対し金銭を支出する経費（ただし、当該住民に金銭を給付しなければ地域づくりの効果が発揮されない経費を除く。）
8	基金等への積立てに要する経費
9	その他本事業の目的に照らし市長が適当でないと認める経費

別表第 2 (第 8 条関係)

委員	総合政策部長
	財務部長
	産業振興部長
	教育部長
	総合政策部政策推進課長
	財務部財政課長
	産業振興部商工観光課長
	教育部文化振興課長
	その他市長が必要と認める職員

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

大田原市長 様

申請者 住所又は所在地
団体名
代表者氏名

年度大田原市わがまちつながり構築事業提案書

大田原市わがまちつながり構築事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて事業提案書を提出します。

記

1 提案事業名

2 補助金要望額 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) 団体の規約等
- (4) 構成員名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第10条関係）

第 号
年 月 日

（団体名）

（代表者氏名） 様

大田原市長



年度大田原市わがまちつながり構築事業審査結果通知書

年 月 日付けで提出のあった大田原市わがまちつながり構築事業提案書について、大田原市わがまちつながり構築事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり審査結果を通知します。

記

1 提案事業名

2 結果

(1) 採択します。

(2) 採択しません。

理由：

大田原市長 様

申請者 住所又は所在地
団体名
代表者氏名

年度大田原市わがまちつながり構築事業事前着手届

年度大田原市わがまちつながり構築事業の実施を提案した下記の事業について、補助金の交付決定前に着手するので、大田原市わがまちつながり構築事業補助金交付要綱第12条の規定により届け出ます。

なお、本件について補助金の交付決定がなされなかった場合においても異議は申し立てません。

記

1 事前着手する事業の名称

2 事業の概要

3 事前着手の理由

4 着手及び完了予定年月日

着 手 年 月 日

完了予定 年 月 日